

## 広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

- ※10名以上のグループでお申込みください。
- ※学校、公民館などへの講師派遣も可能です。
- ※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

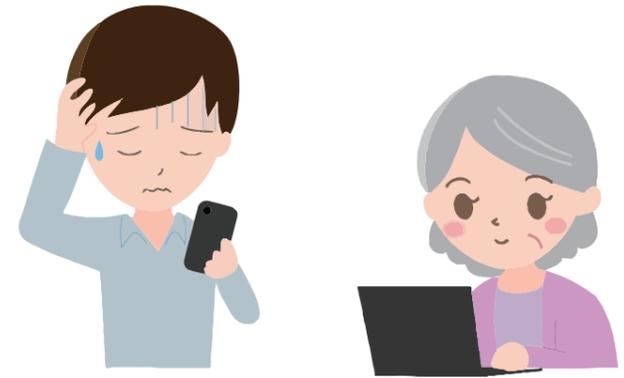
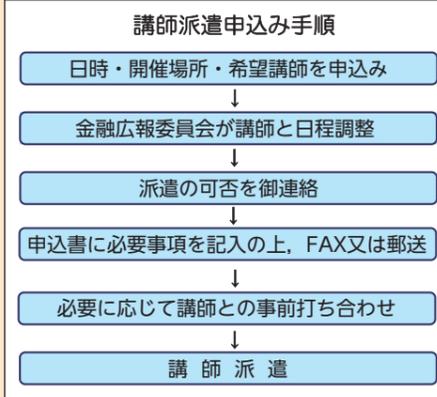


### 広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町8-17日本銀行広島支店内  
電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165  
当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関などからなる中立・公正な組織です。

【講師をつとめる金融広報アドバイザー（令和3年3月現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
なかがわ たかよし 中川 隆喜	・会計および税務に関する基礎知識 ・小・中学生への会計講座	いそぎき のりお 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識
まつい ともなり 松井 智成	・有価証券報告書の読み方 ・身近な税金について ・会計・経理の基礎知識	くらはし たかひろ 倉橋 孝博	・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の心構え
にいたに もとこ 二井谷 素子	・税金に関する基礎知識 ・税金の計算のしくみ ・帳簿と税金について	まつおか くにやす 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
おおくぼ はやと 大久保 隼	・相続および相続税に関する基礎知識 ・相続で採めないための対策	かわむら さわこ 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・買い「子ども消費者」になろう！
でじ ちえ 出路 千恵	・高齢者のための家計管理と生活設計 ・夢や希望の実現に向けての家計診断と夢プラン ・消費者問題、金融教育など地域ぐるみの学習会	いいた ひとみ 飯田 ひとみ	・定年退職・再就職の予備知識（働き方と年金・保険） ・パートで働くときの基礎知識（保険・年金・税金・労働条件） ・女性の一生とお金のお話（本当に必要なお金は）
さとう けんじ 佐藤 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理（成年後見制度の普及等）	みかみ きくみ 三上 貴久美	・ライフプランとキャリアプラン（生活設計と働き方） ・リタイアメントプラン（年金・保険など） ・子どもへの金銭教育
かじもと りえ 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識		

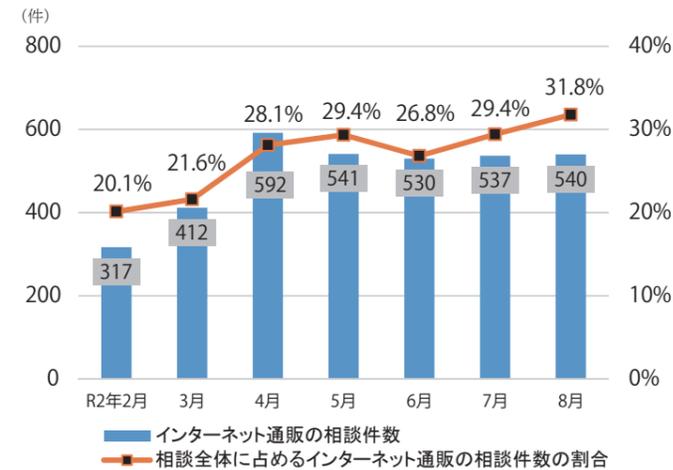


## 新型コロナウイルスに関連したトラブルに注意

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、注文をした覚えのない商品の送り付けや、給付金の支給を装った不審なメールなど、悪質商法に関する多くの相談が寄せられています。

また、感染拡大防止のため在宅やオンライン利用などが増えたことに伴い、SNSの広告などをきっかけにした定期購入に関するトラブルや、インターネット通販に関するトラブルも増加しています。感染拡大を予防しつつ、悪質商法の被害にも注意をしましょう。詳しくは中面で⇒

【県内のインターネット通販に関する相談件数の推移(令和2年2月～8月)】



【主な消費生活相談の状況(令和2年度上期)】

区分	件数	相談内容	
不当請求・架空請求	502	架空請求メール、アダルトサイトのワンクリック請求、ヤミ金融等	
その他の相談(上位5位)	1位	健康食品 903	意図しない定期購入、強引な電話勧誘、効果に不満等
	2位	商品一般 813	公的機関を騙ったり、個人情報聞き出そうとする電話、通信販売等
	3位	情報提供サービス 723	出会い系サイト、アダルト情報サイト、FX等の情報商材等
	4位	不動産貸借 640	修理代、敷金の返還、借家の明け渡し、保証金等
	5位	他の保健衛生品 464	マスクの入手困難・送り付け、通信販売でのトラブル等

「県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心に暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現」をめざします。



広島県知事 湯崎英彦

消費者を取り巻く環境は、超高齢化社会の到来、デジタル化の進展及び成年年齢の引下げなどにより大きく変化をしています。また、新型コロナウイルスの影響により、新しい生活様式への転換を余儀なくされ、在宅時間の増加、電子商取引の普及などに伴い、消費者トラブルの相談件数は増加し、内容も複雑・多様化しています。

こうした状況の変化に対応し、消費者被害を防ぎ、すべての県民が豊かな消費生活を送るためには、配慮を要する方への支援はもとより、自ら考え自ら行動できる「自立した消費者」となることが重要です。

そのため、県では、令和2年3月に策定した「広島県消費者基本計画(第3次)」に基づき、「自立した消費者となるための消費者教育の推進」、「外国人や高齢者等の配慮を必要とする人への支援の強化」、「県・市町の消費生活相談窓口体制の見直し」の3点に重点的に取り組んでいるところです。

これからも、県民一人一人の安全・安心な暮らしの確保のため、市町や関係機関・団体の皆様と連携して、消費生活行政の一層の推進を図って参ります。

## あなたのまちの消費生活相談窓口

市町	電話番号	相談日※	相談時間※	市町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日(祝日も対応)	10:00~19:00	安芸高田市	0826-42-1143	火・木	9:30~16:30
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30	江田島市	0823-43-1843	月~金	9:00~16:00
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00	府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00	海田町	082-823-9219	月~金	9:00~17:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00	熊野町	082-820-5636	月~金	10:00~16:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30	坂町	082-820-1535	木	9:00~16:00
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00	安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月~金	9:00~16:00	北広島町	0826-72-5571	木	10:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00	大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00	※町の相談日以外の日、竹原市の窓口で相談できます。			
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00	世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00	神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00

※祝日・年末年始(広島市は年末年始)は休みです。また、昼休憩があります。

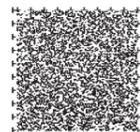
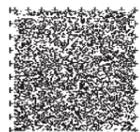
【県の相談窓口】 広島県生活センター(環境県民局消費生活課)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/>

- ・消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
- ・県民相談 ☎082-223-8811 … 行政関係、相続・離婚、近隣トラブル、交通事故問題など

メールでのご相談は [広島県消費メール相談](#) で検索

受付時間：月~金(祝日、年末年始を除く) 9:00~17:00



### 目次

- 新型コロナウイルスに関連したトラブルに注意! … 2~3
- 広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

協力：広島県金融広報委員会(日本銀行広島支店内)

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

# 新型コロナウイルスに関連したトラブルに注意！

## 行政機関等の“なりすまし”に注意

### 【相談事例】

保健所から頼まれたと名乗る事業者が自宅に来た。「自宅で新型コロナウイルスの検査ができる商品がある。本来50万円するところを、今回特別に10万円で販売する」と言われ、近所で契約したという人のリストも見せられ、売りつけられそうになった。



### ○行政機関を名乗る事業者などからの不審な勧誘に注意してください。

市役所の新型コロナウイルス対策室を名乗り、個人情報聞き出す不審な電話を受けた、総務省から特別定額給付金のお知らせと称するメールが届いたなど、行政機関をかたったなりすましの事例が報告されています。少しでもあやしい、おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。

### ○口座情報やマイナンバーなどの個人情報は絶対に教えないようにしましょう。

電話やメールで「追加で給付金を支給する」「お金が返ってくる」などと連絡があっても、個人情報、銀行などの通帳や口座番号、キャッシュカード、マイナンバーカードなどの情報は絶対に教えず、渡さないようにしましょう。今後、新型コロナウイルスに便乗した新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

## ウソや強引な勧誘で魚介類を購入させる手口に注意

### 【相談事例】

魚介類の販売業者から電話がかかり、「過去に注文していただいたお客様にお得なカニやエビの販売を案内している。新型コロナウイルスの影響で経営が苦しいので商品を買って助けてほしい」と頼まれた。強引な勧誘を断り切れず、結局約2万円の品物を注文した。その後、購入したことがある事業者は別の事業者で、電話をかけてきた事業者の言ったことはウソだったことが分かった。注文をキャンセルしたい。



### ○電話勧誘の場合は、クーリング・オフができます。

事業者からの電話勧誘によって契約をした場合、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。商品の購入を承諾しても、契約や申込の書面が届いてから8日間はクーリング・オフができます。もし商品を受け取っていても、あきらめずに消費生活センターに相談しましょう。

### ○一方的に商品を送り付けられたときは、受取拒否をしましょう。

電話で勧誘され、断ったにもかかわらず、一方的に商品を送り付けられたときは、送り主の名称や所在地をメモしてから、受け取りを拒否しましょう。もし、商品を受け取ってしまった場合、代金を支払う必要はありません。慌てて事業者に連絡したりせず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。（特定商取引法により、商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま14日間を経過したときは、商品を自由に処分してよいことになっています。）

## お得にお試し？定期購入に関するトラブル

### 【相談事例】

スマートフォンで動画投稿サイトを見ていたら、ダイエットサプリの広告が表示され、「初回無料でお試し！解約はいつでも電話で可能」とあり、商品を購入した。初回の商品が届いた後、解約の電話をしたところ、「1回だけで解約する場合は、1万3千円がかかる」と言われた。お試しのつもりだったが、定期購入の契約になっていたようだ。申込みをした画面は既に切り替わっており、確認できない状態だ。



### ○購入する前に契約内容をしっかりと確認しましょう。

「お試し〇円」「初回無料」などの表示が強調される一方で、定期購入の条件が見えにくい場所に小さな字で表示されていることがあります。契約条件をしっかりと確認し、申込みの最終確認画面の印刷や、スクリーンショットを撮るなどして契約内容を保存しておきましょう。

### ○通信販売は原則クーリング・オフができません。

通信販売には、クーリング・オフ制度はなく、販売事業者が定める返品に関する特約（返品特約）に従うこととなります。購入する前に解約・返品の条件についてもよく確認し、安易な契約はしないようにしましょう。

## 詐欺的なインターネット通販サイト

### 【相談事例】

家電メーカーの公式サイトを検索し、大幅に割引されていた掃除機があったので注文した。しかし、商品が到着予定日を過ぎても商品が届かず、専用メールフォームで問い合わせをしたところ、メーカーから返信が来ず、商品の配送状況も確認できなかった。サイトの問い合わせ先に電話すると、その家電メーカーに電話はつながったものの、アクセスした注文サイトは、実は、偽サイトであることが分かった。サイトに記載された問い合わせ電話番号だけが、正規の家電メーカーのものだった。

### ○実在の通信販売サイトをかたった偽サイトにご注意ください。

割引を通常行わない事業者が、極端に安い価格で販売している場合は、注意しましょう。通常の価格に比べて、余りにも安く商品が販売されている場合は、偽サイトの可能性も考えてみる必要があります。また、公式サイトとURLが異なるなど不審な点がないか十分に確認をしましょう。

### ○お金や個人情報をだまし取ることを目的とした詐欺的な通販サイトもあります。

「サイトに運営情報（運営者氏名、住所、電話番号）が記載されていない」、「日本語の表現が不自然である」、「支払方法が先払いの銀行振込みのみで口座名義が個人名である」などの場合は、特に、注意が必要です。少しでもおかしいと思ったら、サイトの利用を控えたり、個人情報・クレジットカード番号などの入力はいないようにしましょう。もし、クレジットカードの番号を入力してしまった場合は、すぐにカード会社へ連絡し、状況を伝えましょう。

不安に感じたり、トラブルに巻き込まれたりしたときは、消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。